

那珂市議会菅谷地内旧歯科ビル及び 土地の寄附に関する調査特別委員会記録

開催日時 平成30年1月30日（火）議員勉強会終了後

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 綿引 孝光 副委員長 古川 洋一
委員 大和田和男 委員 富山 豪
委員 花島 進 委員 筒井かよ子
委員 寺門 厚 委員 小宅 清史
委員 木野 広宣 委員 萩谷 俊行
委員 勝村 晃夫 委員 笹島 猛
委員 助川 則夫 委員 君嶋 寿男
委員 遠藤 実 委員 福田 耕四郎

欠席委員 なし

会議事件説明のため出席した者の職氏名

財政課長 茅根 政雄 課長補佐 会沢 実
建築課長 玉川 秀利

職務のため出席した者の職氏名

議長 中崎 政長 事務局長 寺山 修一
次長 清水 貴 次長補佐 横山 明子

会議に付した事件と概要

旧歯科ビルの耐震診断について
…継続調査

議事の経過概要 （出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前11時35分）

委員長 お忙しい中、当委員会にご参集を賜りまして、ありがとうございます。

開会前にご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。

会議内の発言に際しましては、必ずマイクを使用してください。

携帯電話をお持ちの方は、必ず電源をお切りいただくかマナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は15名であります。

欠席委員は1名であります。

定足数に達しておりますので、これより、菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、関係職員の出席を求めています。
職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。
ここで議長からご挨拶をお願いします。

議長 ご苦労さまでございます。
今委員長が申しましたとおり、会議事件があります。
慎重なるご審議をお願いして、挨拶といたします。
ご苦労さまです。

委員長 これより議事に入ります。

1、旧歯科ビルの耐震診断についてを議題といたします。

旧歯科ビルにつきましては、市長に対し、耐震診断を速やかに実施し、その結果を報告するよう要請しておりますが、前回の調査特別委員会において、議長から話がありましたとおり、執行部から旧歯科ビルの耐震診断についての見積額が提示され、各委員に見積書の写しを配付させていただき、ご検討をお願いしたところであります。

正副委員長で協議しました結果、耐震診断の見積書の内容等について、お聞きしたいことがあるのではないかと思います。本日、執行部に出席をお願いしております。

耐震診断の見積もりについて何か質問等がございましたらお願いいたします。

笹島委員 何でこれ取り壊そうとするものが耐震診断になるのかよくわからない。1点ね。

あと、これ一般的に茨城県建築士事務所協会であるでしょう。これは那珂市でいえば那珂市建設業協同組合みたいなもんなんだけど、何でこういうところに頼んで、那珂市には指名している設計業者がたくさんあるはずだと思うんだけど、そういうところに2社か3社、取るのが普通だと思うんだけど、何でこういう形をとってしまってるのかというのがよくわからない。何やってんだか。それをお聞きしますけど。

副委員長 それでは、きょうご出席いただきましたのは建築課と財政課さんのほうにご出席をいただいておりますが、ちょっと私のほうから今に関連してお聞きするんですが、まず建築課さんのほうでは、この見積書が当然今笹島委員からお話がありましたとおり、すぐ予定はないわけですね。

あくまでも取り壊しが前提で、耐震診断というものが必要なかっていうような、今ご質問でしたけれども、その辺の見積書の内容ですね、例えば住まないっていう前提、あくまでも解体することが前提で、調査をする必要があるだろうということで、私どもは言ってるわけですが、その辺で、この見積もりが本当にそういった前提の中での必要なものが、この必要条件として入っているのか、その辺をご説明いただきたいということと、それから財政課さんには、この見積書を実際にこの事務所協会ですか、建築士事務所協会にお願いしたのは財政課さんということよろしいでしょうか。

どこがこの事務所協会に見積もりをお願いしたのかちょっとまずお伺いできますか。

建築課長 建築課長です。よろしくお願いたします。

まず経緯なのですが、先ほど、委員長からの説明がありましたように、12月27日に議会のほうから耐震診断の報告の要請がございました。

暮れも押し迫ったところですので、我々のほうでまず、声をかけられるところとして、建築士事務所協会、これは個別の事務所さんの法人ということになると思うんですが、そちらのほうで見積もりを至急お願いできないかということで、建築課のほうで事務所協会のほうに電話をしまして、取り急ぎ出していただいたのがこの手元にある見積書でございます。

それから必要性云々に関しましては、この耐震診断そのものっていうのは当然人が住み続けて、そのときに大きな震災が来たときに、どれぐらいの耐力があるかというのを測るためにする調査でございます。

ですので、一般的には解体をするのが目的とか、あと倒壊云々だけを測るために取るものではないと私は思っております。

以上でございます。

副委員長 そうしますと財政課さんはこの見積もり徴取にはかかわっていらっしゃらないということでしょうか。

建築課さんから直接、事務所協会に発注されたということでしょうか。

財政課長補佐 予算で取り壊し等について計上しているのが財政課でございましたので、一応先ほどの説明のとおりの内容で依頼はしまして、名前としましては、今後計上するであろうということから、財政課の名前で出してはおります。

以上です。

笹島委員 私らもねちょっと簡単に考えてたもんですから、年も迫って、私らもこんなに急いで出してくれると思わなかったんですけども。

別に委員会もそんなに急いだわけではなかったと思ったんですけども。

ただね、指名してる取引の建築士さんがいますよね。

そこで私も簡単に考えたんですけど、大体複数にね、二、三社に、早く仕上げてくるところもあるし、1カ月近くかかるところもあるしということで、我々見積もり出すときはそういう形をとるわけですね。

3社頼んで大体2社くらいは急いでやってくる方もいますので、それを参考にしてという形なんですけど、これ比較検討もできないし、今言ってた耐震云々の中で細かく見れば、図面があったりそれから構造計算書があったということであれば、協会さんは普通頼まないとはいえませんが。

協会さんはたぶんどこかの一級建築士事務所に頼むわけで、二重になっちゃうわけですから、何でこのような形を、急いでも、やはりいつもお付き合いあるわけでしょう。

一般の一級建築士の方でね、そのほうがスピーディーだと思うんですけど、あえてわざと何かこっちにあれしたのかということしか考えないんですが、どうなんですかそれは。

建築課長 先ほどご説明しましたように、まず事務所協会というのは、個別の事務所の集まりということですので、公平性があるだろうというのがまず一つになります。

それから、実際これを発注するとか、予算を計上する、私のほうはそこまでの先を考えただけではないので、実際工事を発注するとき、それから委託を発注するときには、幾つかの見積もりをいただいて、その中から安いのを選んで設計書を組むとかっていう方法はあると思います。

ただあくまでこれは概算額ということで、実際金額を見ると非常に値段が張るっていうことも認識はしております。ですので決して安いところだけを選んで出すっていう話ではなくて、まず一つの目安として徴収をしたということで理解をしております。

以上でございます。

笹島委員 わかりました。

目安ということで、そっちのほうに概算でということで、今言ったこれは実際、うちの委員会のほうでも、委員長発注してないよね。頼んでましたか。

委員長 いや、私のほうからは特に依頼してませんよ。

笹島委員 これは誰が依頼したの。この見積もりというのは。委員長が依頼したんでしょ。

これ誰から依頼されましたか。

建築課長 先ほどご説明した、12月27日付けで、建物の耐震度調査を求める要請が議会のほうからありましたので、それに基づいて、先ほどちょっと財政課がとか総務課とかって、ちょっと話の行き違いがあると思うんですが、私は総務課のほうから、この見積もりをどのぐらいかかるかまず目安として取ってくれということを受けております。

それ以外ちょっと私は存じ上げないんですが、申しわけないですけど。

笹島委員 そうするとそれ委員長が頼んだんでしょ。誰が要請したの。

委員長 要するに耐震診断を出してくれということが決定したので、いわゆる委員長名で、議長に依頼をして議長から、執行部のほうに依頼が回ったということでございます。

花島委員 笹島委員、誤解してるようですが、我々が要請してたんですよ。

それは前の前の会議で決めた話なんで、それはもうそんな話はしないでください。

それと、私が聞きたいのは……

笹島委員 俺の名前を名指しするなよ。黙ってろ。

(「不穏当発言」と呼ぶ声あり)

花島委員 だって質問したのは笹島さんだよ。そうでしょ。

私が聞きたいのは、私も凶面を見ました。これに関して、例えば見積もり上ですね、要らない項目、つまり凶面があるとか、最初の計算書があるとか、そういうことで、削れると思う項目はどちらにありますか。

建築課長 それでは、お手元のほうに見積書があるかと思うんですが、事務所協会さんの見積もりの中の4ページをお開きください。

今回の見積書の明細の部分がこのページになります。

まず最初、見積明細書と一番上のほうに明記されてると思うんですが、これは国土交通省の告示に基づく計算式がございまして、業務総数ですね、業務量が290時間まずかかるだろうということで、それに単価を加えた金額が108万7,500円で、経費技術費っていうのが100%と技術料40%っていう経費は見積もりとしていただいております。

その下に、特別経費っていうところが、今の花島委員の指摘の中で抜くことが可能かということになりますと、まずはこちらを見積もりを徴収したときに、私が確認できたのがあくまで構造計算書だけだったもんですから、それを条件に取り急ぎつくってください。そのあとに図面の確認を私はしました。

そのことで、例えば17番の設計図の復元費、37万5,000円。それから、基礎調査費、図面なしの調査の場合のみというふうになっております。こちらのほうがまず削れるんじゃないかというふうに理解しております。

それから、現地のほうが既に足場がかけられている状態ですので、16番の仮設養生費及び内外装撤去復旧で、多分内外装撤去復旧っていうのは、調査をするためにどうしても壁をあけたりしなきゃいけないので、この経費はかかると思います。

ただし、仮設にかかわる費用の一部っていうのは抜けるんじゃないかというふうには考えております。

あと、19番20番、こちらの項目に関しましては、一般的に私どもも公共施設を幾つか耐震診断をやってまいりました。

その場合ですね、一般民間の設計事務所に依頼を出すんですが、その事務所さんの判断が本当に正しいのかということで、第三者機関、例えば大学の先生であったり、有識者の会議っていうのが、判定会議というのがあるんですが、判定会議に諮って、その設計計算書が妥当性があるのかどうかっていう判断をしてもらうための経費が19番とか20番の部分になります。

ですので、あくまで数値を確認するだけだよっていうんであれば、ここの部分は多少省くことも可能かとは思いますが、これは、目的に応じて必要か必要じゃないのかは討議していただければと思います。

以上でございます。

花島委員 そうすると、いろんな条件をきっちり出した場合に、500万という数字が、どのぐらいまで下がるのか。大体のことで結構です。

建築課長 今の項目だけで、足し合わせると約100万ぐらいは下がると思います。

ただそれにしても400万というのは非常に高い金額だとは思いますが、1項目1項目を吟味するのがどうなのかとは思いますが、いずれにしても100万や150万。

それから、先ほど笹島委員が言われたように、ほかの業者から見積もり取りなさいよと。実際委託を発注するに当たっては、幾つかの見積もりを徴取しながらもう少し落とせ

る方法を考えなきゃいけないのかなとは思っております。

ただその段階では、あくまで入札に付したときの金額ですので、今幾ら下げるっていう話はなかなかちょっとお話しするわけにはいかないんですが、いずれにしても unnecessaryな部分を抜くということでいけば、その判定会議も要らないよ、数字だけだよっていうそれで100万ぐらい落とすことは可能だと思うんですが、それにしても結構な金額かなと思っております。

以上でございます。

副委員長 建築課長、これは先ほどお話がありましたとおり、国交省で定めた標準的な単価ですよ。ですから、私はこの見積もりがマックスなのかなっていうふうに思ってるんですけど。

ですから今課長がおっしゃったように、入札してみればわからないよというお話ですから、この幾つかの項目を削って、例えば100万とか50万安くなるよっていうのもまた一つの考え方でしょうけども、実際に入札したらどのぐらいになるんだろうというのも我々気になるところで、その辺の過去の、例えば学校の耐震診断ですとか、そういうのを何カ所もやっているかと思えますけども、それで実際の落札額ですよ、契約額というのが幾つか例があると思えますので、その資料をきょうもしありましたら出してほしいという願いをしていたんですが、ございますか。

委員長 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時54分）

再開（午前11時55分）

委員長 再開をいたします。

副委員長 ありがとうございます。

それで、これは本当に面積とかね、構造によって、例えば体育館と教室ではまた違うでしょうから、今回の歯科ビルのパターンを鑑みて見た場合に、どれが一番の性格的に近いのか、それから、これは当然面積によってこれだけの1,000万近いところもありますけども、じゃあ単純に平米数で割ったときに、どのぐらいまで、例えば歯科ビルの平米数と同じぐらいの計算にしたときに、どのぐらいになるんだろうという一つ目安になるかと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

建築課長 まずお断りしておきたいところが、見積もりの明細書、先ほどご説明させていただいたのは、国土交通省で告示が出されたのが平成27年度ということで、それ以前に関してはこの係数を使ってございませんので、全体的には、過去の発注はもう少し、もう少しというか結構安い金額で発注はかけております。

それで今回の旧歯科ビルに関しましては、延べ床面積が、構造計算上なんですけど約330平米でございます。500平米以下は基本的に同じ、告示上は同じ金額になっております。ですので、金額的に過去のやつに当てはまるというのは非常に難しいところでございます。

ただ当然、それで、この高い値段で例えば工事を発注しても、業者さんによっては、旧、自分たちの仕事量を算定していただいて入札していただければ、値段は下がるのかなとは思いますが、ちょっと目安が非常に難しいのかなと思います。

あと参考に一番結果的に言ったほうがいいのか、金額ベースだけの話になるのか、それとも同じような構造体だとのぐらいの、その指標が出るのかって言ったときには、まずは今お金のほうだけでよろしいでしょうか。

委託費用が幾らなのか、それとも実際やるとどのぐらいまでこのI s値が出る、いわゆる指標が出るんだよっていうところでいくと、幼稚園なんかは同じ構造体でありますので、そういうのが参考になるのかなとは思いますが、金額ベースでいきますと、先ほど言ったように、もともとの設計書のつくり方がこの告示を使っておりませんでしたので、過去のもの、ということになりますと、それに近いものとして当てはまるのが非常に難しいのかなと思います。

副委員長 今どこが一番近いとおっしゃったんですか。保育所ですか。

その辺の同じ構造体の建物で、先ほど例えば課長がおっしゃった、今のこの建築事務所協会から出ている見積もりで必要ないものが幾つかあるだろうという話がありますね。

そういうものを差し引いて、実際の現在の旧歯科ビルの平米数で計算すると、大体このぐらいになるであろうという金額はわかりますか。

建築課長 非常に難しい答弁になると思います。

実際のところ、仕事量からすると、過去にそういう例えば幼稚園の診断をやったときの仕事量ぐらい、それで3階建てですので、それよりプラスアルファの部分があるとは思いますが、大きく時間を割かれるのかっていうと、その仕事量でものすごく多くかかるわけではないとは思いますが、そういうことでいきますと、金額が希望的なものですけど、かなり下げてもらえるのかなっていうふうなところはあります。

ただそれにしても、例えば半値だとしても、250万という金額、かなりの金額だとは思っております。

以上でございます。

花島委員 古川委員の質問と関係あると思うんですけど、この見積書で、鉄骨柱12番ですか、4の12番、鉄骨柱脚調査、はつり3カ所とか、コンクリート強度試験、基礎部シュミット3カ所とか、これ3カ所削って見えるようにして、見るということですね。

それで足りると思いますか。例えばそれで3カ所オーケーだったらいいよって、全体を言えるとお考えかどうかお伺いしたい。

建築課長 柱脚の調査が、これはですね、多分としか言いようがないんですが、基礎の部分は、柱脚っていうのはまさしく柱の足元ということなんですけど、足元が基礎の中に埋まっているところがあると思います。そこの状況を調べたりっていうのがこの項目になるかと思っております。

それは全体的に今回の建物の柱は20数本、もっとありましたかね、そのうちのピックアップをしたところだと私は理解しております。

よろしいですか。

花島委員 それで、何十本もある、20何本ですか、少なくとも3本じゃないですよ。

それで、3カ所だけサンプル調査でいいのかっていうことなんですよ。そういうふうに印象を持ってると言ったらいいですかね、かどうかをお伺いしたいです。

建築課長 これは私も構造建築士ではないので、ちょっと詳しいお話は難しいのかなと思うんですが、ただ、一般的に全部を調査しなさいというものでは、あくまで調査ですので、すべてを解体してできれば一番うまいんでしょうけど、ではなくて、そのうちのサンプリングをとって、その状況をまず確認することで、全体像が見えてくるということで3カ所ということになります。

いずれにしても現地調査をするに当たっては、すべてを解体するわけにいかないの、サンプリングを取りながら、その基礎の状態であったりコンクリートの強度であったりっていうのを見ながら、判断していくというのがこの作業になります。

以上でございます。

花島委員 私実際にもものを見てきたんですよ。

その時に、私は理系で技術屋なんで、見れるもんだったら例えば鉄骨とかそういうのを見たいわけですけど、全部くるまれてるから、はがれてるところ以外見えませんよね。

それで考えると、鉄骨調査で空欄になってますよね、金額が。4の11、空欄というかだから、何ていうかな、本当に大丈夫かどうかどうかを見ようと思ったら、これで足りないような気がするんです。

それで私がすごく気になったのは、本体はわからないですけど、手すりとかそういうのがかなりいいかげんにつくられているんです。そうすると本当に、内部も図面どおりちゃんとつくられてるかどうかにも気になるんですね。その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

建築課長 まず今ご指摘の部分というのは、番号で言いますと14番、超音波探傷試験というのがございます。

これはどんなことをやるかと言いますと、先ほど鉄骨を全く調査しないわけではなくて、例えば天井裏に入れば見えるところがありますよ、そのところの溶接部分が本当に亀裂がないかどうかっていうのは、こういう超音波探傷試験をもって行います。

それから例えば手すりであったり、外壁であったりっていうのは、一般的には非構造物ということになりますので、あくまで耐震診断をやるっていうのは、構造物材の診断でございますので、例えば手すりとか外壁っていうのは所見の中には入れてもらえるとは思いますが、それを調査するものではなくて、あくまで構造物材が耐震性があるかどうかを調査するのが目的の調査でございます。

花島委員 それはわかってるんですけど、ただ、私はこの基本的なそういうほかの部分も工事がいいかげんのように感じたので、本体の一番肝心なところもちゃんとしてるかどうか非常に気になったんです。それで質問したんです。

建築課長 幸いに図面が見つかったということですので、この調査に当たっては、その図面と現地の違いも照らし合わせて見ていただきます。

これはもう間違いなくやっていただきますので、確かに現地が図面どおりにできていなければ、より構造計算が劣るっていう判断にもなりますので、それはもう、そのための現地調査ですので、项目的にはどの項目に当たるというか、全体の特別経費の中ですべてを見ていただくというのが調査の方法だと思っております。

笹島委員 何か話がずれてきたんですけども、この建物っていうのは、危険度チェックだよな。

そのためにあれして、耐震のためにその建物を、建築士さんが見て調査してよみがえらせようというものでも決してないわけですよ。これはもう解体せざるを得ない。最終的にはね。

その前の我々が望んでいるのは危険度チェック、本当に危険なのかどうかっていうことなんですよね。

これに何か400万も500万も、かけるばかいないですよな、常識からしてね。

何かこれに代わるような、なぜそんな話をしてるかっていうと、皆さんは目測でね、目で確かめてあれしたというふうに、危険度をチェックしたっていうけど、行政側は決してそんなことはあり得ないと思うんですよ。

何かの危険度チェック、リストシートみたいなもので、我々地震があったときも、3.11のときも、やはりそのチェックする人も、やはりそういうチェックリストでちゃちゃちゃちゃってやってましたよね。それでどの程度って。

あれはお金がかかるものですから、支払うものですから、真剣ですよな、相手の保険会社もね。

やはり同じように行政側も、やはりこれは解体するものですから、寄附を受けて解体しなきゃいけないっていうのは、首長も言ってるわけですから、非常にそういう面で今言ってたチェックっていうのは、危険度チェックは大事だと思うんですよ。

目測でやったとは思えないんですけども、そういうチェックリストっていうの存在はしてるんでしょ。そこをちょっと聞きたいんですけども。

建築課長 我々も建築に携わりながら例えば大震災が発生したときに、応急危険度判定っていうのは、500棟ぐらいやりました。

これは一つの基準として、倒れかかっているとか、あとはその次の余震に耐えられるかどうかっていうのを応急的に調査する方法でございます。

ちょっと話は外れちゃうのかもしれないんですけど、この旧歯科ビルに関しましては、外壁の落下というのが、歩道のほうまで散らばっていたということで、我々の職員が行っ

て片付けて、ブルーシートを張ってきたという過去の経緯もございます。

危険度っていうところをどこに持たせるのかによって、その判断基準というのは変わると思うんですが、この耐震診断というのは、今議員さんがおっしゃったように、次使い続けるため、それから次どこを補強するのがいいかっていうための調査ですので、単純に指標を出すにはちょっと非常に経費がかかり過ぎているのかなと思います。

これもちょっと余談なんですけど、どうしてもこの当時の鉄骨の建物というのは、耐震性が低いという数字がどうしても出てくるんで、幼稚園なんかも同じようなつくりのところは軒並みもう倒壊の恐れがあるということで今、統合幼稚園をつくっているような次第ですので、あくまで耐震診断というのは目的としてはそこを使い続けるため、それからどういうところを補強していいのかっていう目的のためにやる行為ですので、先ほどちょっとそのチェックリストがあるのかっていう返事はまだしてないんですけど、なかなか客観的にこれが何が危険かっていったところでのチェックリストっていうのは、今は存在してございません。

先ほど言いましたように応急危険度については、一つの基準があります。それから、被災度の判定をするときも、震災のときにどういう被害を受けたかっていうのは、もう何千棟ってやっておりますので、そういうところの基準はございます。

ただすみません、私それを所管してないんであまり詳しいことはわかりません。

遠藤委員 何点かお聞きします。

まず今配っていただきました、この過去の実績でございますけれども、例えばこの一番構造上同類のというのでやれば幼稚園ですが、これちなみに平米数は幾らですか。

建築課長 各幼稚園ですか。すみません、細かい数字は手元にはないんですけど、延べ床面積が大体200から250平米ぐらいだというふうに記憶をしております。平屋建てです。

1園当たりが大体そのぐらいというふうに考えております。

遠藤委員 ということは、22番の市立幼稚園園舎耐震診断、これは200から250平米の面積だということですか。

建築課長 これは5つの幼稚園をまとめて発注したことになりますので、延べ床面積をトータルすると、1600平米ぐらいになります。

遠藤委員 単純比較でこれは1600平米が900万ぐらいで契約したよということですね。

今回の旧歯科ビルは330平米。登記上はもう少し低いようですけどね。200いくらですよ。260平米ぐらいかな。ということで単純に平米換算だと多分、何分の1というふうな感じですね、平米。耐震診断に関しては平米というのは大きな要素だと聞いてます。

当然あとは建築された年であるとか、あと構造上、鉄骨か木造か、それにもよりますが、平米数ってかなり大きな要素だというふうに聞いてますので、これ一つの目安なのかな。

あとはちなみにここに出ている耐震診断実績とありますが、これは純然たる耐震診断だけですか、それともそのあとに連なる耐震補強工事、そういったものは一切入ってませ

んか。

建築課長 お配りした中でちょっと私が直接かかわったものじゃなく、すべて頭に入っているわけではないんですが、基本的には耐震診断だけをやっております。

例えば、18番の小学校校舎耐震診断業務、この後に補強設計を行いまして、補強工事を施工したという、まず一番最初の入りの部分で耐震診断業務っていうのをここに掲げてございます。

当然、この後に補強設計をやって、また判定会議をかけて、それから、工事の設計を組んで工事を発注しているっていう流れになります。

ただし、幼稚園に関しましては、余りにも数値が低過ぎるので、ちょっと補強工事ではなくて、統廃合も含めて、今建て替えをやってるところでございます。

以上でございます。

遠藤委員 そうなんですね、どうしてもこれ一連の流れになるので、これは3.11以降に入れたものですから、実際これを今後使うに当たってということで、まずどれぐらい危険性があるかっていうのを耐震診断をかけるわけですね。

耐震診断をかけて、その結果次第でそれに応じた補強工事をするというふうな流れですので、場合によっては、これが一連の流れの中で純然たる耐震診断だけじゃないかもしれないと思ってちょっとお聞きしたわけございまして、これはこれだけではちょっと細かくわかりません。この内訳を後でまた資料を請求したいと思います。

ただあとですね、予定価格がありますね。これ当然入札をかけるに当たっては、市のほうでも、予定価格を出してるんですよね、当然。だから、耐震診断するに当たっては、この構造とこの建築年数とこの面積で、市のほうでも予定価格が出てるわけ。出し方がわかっているわけです、市で。

ということは、この旧歯科ビルのこの建物の耐震診断するに当たっても、当然市は持っているわけですよ。根拠となる予定価格みたいなものは、恐らく出せるはずなんです。

出せるはずですよ。それだけお聞きします。

建築課長 先ほど言いましたように、これが設計書ではないので、見積もりが設計書ではないので、今後どんなどのような形で設計を組むか、それから設計を組んだ後に予定価格がいくらになるかはわかりません、はっきり言って。ですので、今言ったのは、今まで過去の事例の予定価格の話なんじゃないかな。

遠藤委員 違います。今の話は、旧歯科ビルの話です。旧歯科ビルの話を、これを耐震診断するに当たって、全く市は全然予測できないかっていうと、予測はできますよねという話。

ただその額は幾らですかとは聞いておりませんよ、当然これからの話でありますので、ただ、当然市は耐震診断をするに当たって、もしほかの業者に入札をかけるに当たっても、市のほうでもデータ持ってるわけですよ。蓄積というか、当然蓄積ありますし、算式は持ってますよね。

建築課長 予定価格の算式っていうのは特にございませぬ。

基本的には、まず我々が所管するところが、委託費の設計費を組みます。最終的には、その金額に応じて決裁権者がおりますので、その決裁権者にゆだねるような形になると思います。ですので設計額に対する予定価格の算式っていうのは、基本ございませぬ。

以上でございます。

遠藤委員 はい、わかりました。

算式はなくても、全く全然この建物の診断するのに幾らか全然わからないっていうわけではないというふうに思いますね。

あと今話が出ていた、我々も過去何回か客観的にあれがどれぐらい危険なのかっていうのを、全然根拠が今までなかったんですね、市長をはじめ、幹部職員の方にお聞きするとですね。

実際にあの建物に関してというのがまさしく課長が担当の建築部門だと思いますので、客観的な危険性を議論するに当たりまして、ビルに入って、これは建築家としてのですよ。建築家としての専門性を見たくて、あれは目視でどれぐらい危険だというふうなチェックをされましたか。

建築課長 私の立場ですべて過去の経緯を理解しているわけではございませぬので、私というか、技術屋の目っていうことでいきますと、いろんな疑念はあると思います。

ただそれがどこの部分がどうだっていう話ではなくて、やはり逆を言えば、きちっとその数字としてあらわすとなればこの診断を外部に委託をして出してもらうしか方法はないと思います。

目視の中で、これは個人的な意見とさせていただきたいんですが、目視の中で、あの建物のまず危険な部分というのはまさしく外壁の部分だと思っております。

ですので構造体の倒壊っていうことに関しては、もうこのチェック、それから現場に入って調査をしてもらったものを受けてからでないと、その判断っていうのは非常に難しいのかなと思っております。

遠藤委員 というのは、我々今答弁していただいているのは、担当としては市民生活部の意見しか聞いてないんです。

建築部門の方から、あれはどう見ても危険だと、これこれこういうことで、こういうふうな目視と言ったって、いろんなチェックする多分ポイントがありますよね。

それを建築課にも専門家の方が数名やっぱりいらっしゃいますから、そういう方が入り込んで市の内部での専門家を見てチェックを今までかけてやったということはないということですかね。

建築課長 経緯に関しましては、まさしくそのとおりでございまして、先ほど言いましたように危険の度合いをどこに見るかによって視点が全く違うもんですから、単純に技術的なもの、それから過去の経験値っていうことでいきますと、先ほど事例に挙げさせていただ

た、建物の過去につくられた構造とか図面のチェック、図面から読み取る鉄骨の形状であったり、経年年数であったりってことを総合的に評価しますと、これはあくまで私個人ということになります、耐震性は非常にないっていうふうに判断されるようなものだと思います。

その理由としましては、旧耐震でつくられた建築物、特に鉄骨というのは、どうしても今の材料とは違う材料を使っております。ですので、いろんな指標が低い数字で出てきてしまうという、一般的な事例がございますので、これはあくまで本当に私の私見でございますが、耐震性は難しいのではないかというふうには考えております。

ただそれをきちっとした形で出したものがあるかということになりますと、それは出してございません。

以上でございます。

遠藤委員 そうしましたら、そういうチェックはないということですが、これはですね、今空き家の法律がありますから、そのガイドラインに記されているチェック表があるんですよ。全国的にございます。

これは目視目視といっても目視のどこをチェックするかっていうのをちゃんと国のガイドラインで示しているものがありますね。

そういったものを使ってチェックを本来はすべきではないか。

これ特定空き家表ということで、いわゆるその、まだ那珂市では、空き家対策協議会ができていませんが、ほかの既にできている市の協議会で使っているものがあるんですよ。

そのチェックリストをもとに、この建物は特定空き家だと。このポイント加算をして、これは特定空き家にしてよかろうというもので、そこから法律に従った、助言、指導、勧告、命令、代執行までいくような流れに乗るものがあるわけです。

ですから、この建屋はこのチェックリストによると、もう壊してもいいぐらい危険だというリストは、ガイドラインで国から示されてるじゃないですか。そういったものを使ってやってこなかったということですね。

建築課長 今おっしゃられました空き家特措法、その特定空き家に関しては今後の議論になってくると思います。

これは所管しているのは私のほうの部署でございませんので、あまり詳細については、なかなかご説明しづらいとは思うんですが、そのガイドラインにのっとってこれからその調査を行ってやるっていうのは、まさしくこれからの作業っていうことで、旧歯科ビル以外にはなっちゃうとは思うんですが、それはこれから入るということは聞いております。

以上でございます。

議長 私が理解しているところは、この委員会が立ち上がって、非常に公的なその危険度の判定がなかったと。だから判定をしるよと。

公的な機関でもって、あそこを危険か危険でないか調べてくださいよっていうことで、

私のほうにもあった。

だから執行部へ予算もあることだろうし、安くてできれば最高、こんなに予算がかかるとは思わなかったけども、急いで、急いでだよ、急いでその危険度チェックをしてくれよということをお願いしたわけです。

そしたら見積書が出てきた。

だから、この委員会は、その見積書、今頑張っって100万とか150万とか下がるかもしれない、その危険度チェックの判定は、いいの。

この委員会で頼んでおいて、しなくてもいいんですか。

公的機関に調査をお願いしておきながら、その辺ですよ。

この委員会で、お金がかかるかも知れないけども、あの建物が危険だってさんざん騒いだんだから、この結論を出してくださいよ。執行部に予算を請求するのか。

小宅委員 議長のおっしゃるとおりで、こちらからですね、耐震の見積もりをということをお願いしたということであると思うんです。

500万なら高いのか100万なら安いのかっていう、そこの高い安いも私たちは基準がわからないので、そこをきょうは建築課長にお聞きしているという話だと思うんですけども、私はインターネットで見まして、一般財団法人日本耐震診断協会というところがあるらしいんですが、そこで値段を出してまして、平米2,000円、RC構造の場合、平米2,000円が基準だというふうに書いてありました。

それで計算すると大体66万円ぐらいでできてしまうようなんですね。

そこのホームページ見ていただくと、いわゆるこの見積もりに書いてあるような検査は一通りやっってくださいみたいなんです。

そう考えると余りに開きがあるので、出てきた見積もりは、平米単価にすると1万6,000円近いわけで、計算すると8倍ですか。

ですので、この高いか安いかというところが全く私たちもわからないので、インターネットでそういうちゃんとした一般財団法人で出してるホームページですので、そんな客寄せのいいかげんな数字じゃないと思うんですね。

ちょっと余りに開きがあるので、その辺のところをもう1回ちょっと、執行部のほうで見積もりを取っていただいているんで、もう一度取り直していただけないかなというのが私の考えであります。

建築課長 これを具体的に執行するとなれば、幾つかの見積もりを徴するっていう形になると思います。

ただ先ほど言いましたように、あくまでこれは国の告示に従って計算式をつくっていただいておりますので、個人的な感覚でいくと、今までのものに比べると若干やっぱり高いのかなとは思っております。

ただ、先ほど言われました平米2,000円というのは、今までの極端な例の中でもそこまで

安いのは私の記憶にはございませんので、例えば、200万で上がったよと、それにしても200万っていう金額をそこに投じるのかっていうところには、やはり疑念はあると思います。

ただ確かにほかに診断する方法はないのかって言われますと、客観的な数字を出すっていうのはこの方法しかないのかなというふうにも私は考えております。

ですのでこの方法がいいっていうのはなかなか言えないんですが、もっと安くできる発注の仕方を考えるというのは、我々執行する側ですから、それは命令に応じて執行することですので、そのよしあしではなくて、そう決まればできるだけ安い方法をちょっと探るしかないのかなと思っております。

以上でございます。

小宅委員 そうしますと、この出ている540万という数字だけを見て、今ここでやるかやらないか決めましょうっていう結論には、ちょっと至るのは難しいかと思うんですね。

課長もおっしゃってるように、ほかの取り方もあるということであれば、その辺も吟味した上での結論だと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長 どうでしょう。

遠藤委員 そのとおりだと思いますね。ぜひ取っていただきたいなと私も思いました。

あとただ私がさっきチェックリストの話をしたのは、余りにも今回の1,550万の寄附を受けて解体するという根拠として、あれが本当に危険だから、すぐにでも倒壊しそうなんでもらったんですという、そればかりの答弁だったんですね。

ですから本当にそれが1,550万かけて税金で壊していいような、本当に危険なのかどうか。全く根拠がなかったので、その何かしら根拠ということで、一つはこの耐震診断というものが、実際やるとすると業者に見積もり取ってもらうと幾らなのかという流れの中で、今こういう話にきょうなってるわけですけども。

実際一つ取ってみました。それがこの額です。で今小宅委員がほかのところにもそういうのがあるよと、それであれば当然取ってみて、それも比較の一つだと思うんですね。

ただその客観的な根拠の出し方というのは、耐震診断の設計の見積もりだけなのかどうかっていうと、逆にいうと、私もちょっと調べたところによると、国のガイドラインに示されているような特定空き家と認めていいようなチェックリストも一つの判断材料として、いいのではないかなというふうにも思ったので、そういう話を先ほどしたわけですが、議会としては、適正にそれが事務の執行をチェックするのが我々の仕事なので、耐震診断をやってもらうと幾らなのか。

あとは実際、目視で見てもチェックリストみたいなものがもうないという答弁なので、そういったものを逆にやってもらってもいいんじゃないか、こういう提案をしてもいいとは思うんですね。

ただいづれにしても、我々中に入ってみたことがまだないので、花島委員はあるようですが、そこらのところはちょっと目視という部分でも、そういうほかの市町村でも使って

るチェックリストなんかでも、一つの判断基準にはなりうるんじゃないかと思うんで、二段構えでこの委員会としては、調査としては進めていいんじゃないかなとは思いますがね。

萩谷委員 先ほどから金額の問題ばかりが出てますけども、まず委員長に聞きたいんですが、きょうの集まりは、この前終わった時にもう1回集まるときに耐震診断をやるかやらないかという話をしたような気がするんですよ。

皆さん賛同するかどうするか、耐震診断をやらないで目視で決めるのかは別としても、耐震診断を受けるのかどうかという話をされましたよね、委員長ね、この前。

きょうはそういう集まりだったと私は思ってるんですけども、金額はいいですよ、それはそれで。

ただ、今言うように500万かかるのか300万かかるのかそれはわかりませんが、まずはその耐震診断をやってもらうかどうかということが一番だと思うんですよ。

もしやってもらうって言うんなら、300万かかってもやりましょう、200万でもやりましょう、500万でもやりましょうということをね、したほうがいいと私は思うんですよ。

だって進まないですよ。耐震診断をやるかやらないか決めなければ、そのお話だったと思うんですけど。それどうですか、委員長、それについて。

委員長 今説明をしてもらってるわけですから、だから、萩谷委員が言うように、金額の問題は別として、やるかやらないかを先に決めましょうという提案ですね。

花島委員 その気持ちとしてわかるんですけど、ただ幾らかかるかが非常に重要な要素で、私は100万以上かかるんだったら、やる意味はほとんどないと思っています。

100万だってやる必要が、私は実はないと思ってますよ、なんでかって言ったら、基本的に今の商習慣で、特にああいう古いビルは、更地にして売るというのがベースですよ。違いますか。

だから、結局取り壊すのが前提なんですよ、すべてのことが。万が一、誰かがそのビルをそのまま使いたいって人があらわれて、それで、その分こちらの負担が減るようであれば、それはラッキーということなんです。

ただ私自分で見て、あのビル使うって人があらわれるとはとても思えない。特殊なんですよ、作りが。いろいろフレキシビリティがない。

それから古いものだから耐震的にも不安があるということになったら、じゃ、200万、300万、仮にこの金額が半分になって、200万、300万になったからって言って、耐震検査して、何か意味があるのかなと私は思うんですね。

以上です。

萩谷委員 私はやってもいいとは思いますが、ただね、一つは耐震診断というのは、これから使うかどうかという建屋をやるかと思ってるんですよ。

もし今花島委員が言ったように壊すんだと言ったら、例えば50万でも100万でも相当無駄金だと思いますよね。その辺も皆さんがどういう考えでいるか意見を出してもらって、

やったほうがいいのかと私は思います。

以上です。

大和田委員 私もそのお金に関しては、1円だろうが500万だろうが変わらないと思うんですけども、先ほどの遠藤委員からの意見にもあったとおり、国のガイドラインとかそういう内部で、この間市長も内部調査で済むとかっていう答弁があったと思うんですけど、国のガイドラインですとか、あと私たち1人も多分、いや、花島委員以外中に入っていない、見た目も写真も何もないと思うんで、そういった内部の調査の資料をまずは請求して、それでうちらも危険かどうかも見られるというか。

だからそれを請求をまずして、また、遠藤委員と同じようにこの見積もりもあってっていうので、判断してはどうかと思うんですけども。

以上です。

副委員長 そもそも我々は耐震診断という言葉を使いましたが、耐震診断という見積もりが、本当に適切だったのかっていうのはわからないわけですよ。

だから、耐震診断、耐震診断って言葉が。

でも我々がやりたいことは危険度チェックなんですよね。客観的な。

それが耐震診断なのかなって、多分皆さんもそういう感じで、そういう言葉を出したと思うんですよ。

でも実際に見たら550万という見積もりが出てきた。この見積もりは本当に適切なのか、いわゆる住まないという、萩谷委員もおっしゃってるように住まないという前提での危険度チェックに550万かけるべきなのかっていう議論はもちろんあると思います。

ですから、この中で住まないっていう前提、あくまでも危険度をチェックするための見積もりとして必要な項目、逆に言えば不要な項目があるんですかっていうことを今建築課に専門的な立場からお聞きしているわけです。

ここで金額で高いんだったらやらない、安いんだったらやるということも、もちろん皆さんも、今1円でもやらない、100万だたらいいとか、いろいろご意見はあると思いますけど、でもその方法のほかにも、もしかしたらあるかもしれませんと建築課長のお話もあったわけですね。

また、遠藤委員がおっしゃるように、そういう国交省で出しているガイドラインによるチェック表、そういうものによるチェックでも、これも客観的な調査になるんじゃないかという新たなお話も、調査していただいた結果出てきたわけです。

ですからそういったことも含めて、550万でやるんですか、やらないんですかっていう議論はちょっと怖いなと思ったので、きょういろいろ担当課のご説明をお願いしたり、実際には入札やればどのぐらいになるんでしょうかっていう、参考のために、金額をお聞きしたわけなんで、そういったことも含めて議論していただけたらいいかなと思います。

花島委員 古川さんのおっしゃってることは、経緯についてちょっと誤解があると思うんです

よね。

前回、この診断を発注するかどうかの話があったときに、私は総合的な危険度をチェックしてもらうべきだと言いました。それに対して反対意見があって、倒壊の危険だけ見るという話があったんですよ。そうすると構造の話なんですよ。

だから、危険度だけ見たいというのは、私はまさにそうですよ。

私自身は自分でも見て、これはだめだと思ったって、何の不思議もないと思っているから、別に診断する必要はないと思ってますが、診断するならば総合的危険をチェックしてほしいと私は前に言いました。

ところが私は少数意見で、皆さんは倒れるかどうかだけ見るんだみたいな形で仕切られたんです。ちょっと経緯に誤解があると思いますね。

副委員長 おっしゃるとおりかもしれません。

ただ、倒壊の危険度を調べるためには、耐震診断ということなんだろうということで、多分皆さんおっしゃったんじゃないでしょうかということです。

委員長 今局長のほうから執行部に対して、質問があるかどうか確認してくださいって言うんですけど、もし執行部のほうに質問がなければ、退席してもらってもいいんじゃないかって言うんですが。

副委員長 すみません、私から申しわけないです。

せっかくの機会なんで、ご説明ではなくて、ちょっと一つお聞きます。重要なことです。

先ほど遠藤委員がちょっと触れましたが、もう一度その確認なんですけど、客観的な危険度調査を行っていないと、執行部は。

見ればわかるでしょうというようなことであって、先ほどの国交省のガイドラインで示されているチェック表とか、そういったものは執行部にはないんですよ。

そして、そういうチェックはしていないということを、ちょっと確認なんですけど。

建築課長 まずそのガイドラインに沿って、どういうチェック表を表に示して、それで、どういう作業をするかっていうのは、この話が出た段階では、私のほうでは受けてないという話でございまして、先ほどの特措法、要は空き家法ですよ。

これからその協議会を設置して、それから現地も調査して、その協議会のほうでもんでもらうという形、それが今後の作業になろうかと思うんですが、それに関しては今まさしく防災課のほうで、その基準をつくりながらやっているところでございますので、ただ、ちょっと話が戻るようだと思うんですが、あくまで耐震診断は、やったところで指標を出すだけで、それが例えばI s 値が0.3以下であれば、倒壊の可能性が高い。

それから、0.3から0.6だと倒壊するおそれがまだあるだろう。0.6以上だとおそれが少ないだろうっていうその指標を出すためのものなので、これが0.1が0.2だろうが、すぐ倒壊するのかっていうと、そういう問題ではないです。ただ、0.6以下になるのは、まず間違いないと思いますので。

副委員長 すみません、今後の話ではなくて、本件でそういうチェック表とかに基づいてチェックはされて、危険だという判断を執行部のほうではされたということでしょうか。

そこに建築課長とか立ち会ったんでしょうかということですか。

危険だという判断をするに当たって、執行部がね。

建築課長 先ほどご説明しましたように、前段の中でそういうチェックをしたことはございません。

副委員長 してないんですね。

建築課長 危険がないというチェックは、私がチェックをしたことはございません。

副委員長 してないですね。わかりました。

建築課ではしてないということね。

福田委員 今回のこの耐震診断というのは、いわゆるこれは骨組みの問題でしょう。我々が住んでる木造建築、あれよりもっともっと強度はあるんじゃないの。

ただ今回の場合は、その附帯設備、外壁とか、そういうことの崩壊、あるいは危険度が高いよということなんでしょう。違いますか。

建築課長 まさしくその危険度をどこに視点を置くかの調査が必要なんだと思います。

福田委員 建物全体でしょう。

建築課長 建物全体の構造をもしチェックするのであれば、この耐震診断がよろしいのかと思います。その附帯設備が落下するとかってというのは、目視でやる以外は方法はないと思います。ですので、先ほど言った危険度はどこに、何の危険があるかっていうのを調査するってそれがきちっとしていれば、その調査方法があるんだとは思いますが。

福田委員 ですから、今回のこの建物に関しては、その附帯設備、これの危険度があるという、そういうふうな解釈なんでしょう、これ。

だって、鉄骨の場合はH鋼か何かでつくられてるよね。その強度、それは腐食とかいろいろあるでしょうけども、例えば震災が来ても、我々が住んでいる木造建築よりは、強度的には私はあると思います。

ただ附帯設備に問題があると。こういうことにこれだけの経費をかけていくということ。

あの建物を使っていくんだよということであればね、この耐震診断ということも、あり得るかもわかりませんが、先ほど花島委員が言っていましたけど、ああいうのを買う人、建物を生かすなんていうことはまず考えられないと。私もそうだと思います。

それにこれだけの費用をかけていくということは、果たしていかなものかなと。私はそういうふうに思うんですよ。

今回これ見積書が出た、高いだろうというような考えで、これ今議論してるわけですよ。

だけどこれ、特記事項の中にこれアスベストの問題もあるよね。これだって、かなりの金がかかるんじゃないのこれ。

ですからね、もうちょっと前向きにこれは検討したほうがいいんじゃないですか、皆さ

んどうなんですかこれ。

委員長 執行部に対してご質問がもしなければ、執行部の方には退席願ってもよろしいでしょうか。

遠藤委員 今福田委員からアスベストの件が出ましたので、ちょっと私もこれよくわかんなかったんですが、この建物を耐震診断するのに、アスベストの有無の調査は含まれてない。

これは書いてありますが、あの建物はアスベストの調査をする必要がどんな感じであるんですか。

建築課長 この見積もりは、先ほどご説明しましたように、取り急ぎやってもらったものですので、通常アスベストが存在していれば、そこの部分の調査っていうのは基本的にできないんです。

取り除いた後でないと、そこの例えば先ほどの超音波探傷試験であったりっていうのが、アスベストが存在する所は一切手を出しません。

そういう意味でアスベストの存在がある場合は、そこの部分は完全抜いて調査するとか、ほかの方法は考えられると思いますが、既に車庫の部分と、居室の部分の間の、ちょっと面積は忘れましたが、四、五十平米については、アスベストの存在はあるというのを確認しておりますので、これは、その部分は取り除いた後であればこの項目は抜けるだけの話だと思います。

ですのであくまで、アスベストの調査を頼んでいるわけではないんで、アスベストが存在した場合はそこの部分の調査できませんよっていうような意味だと思います。

福田委員 アスベストは存在してるんでしょ。

建築課長 はい、存在は確認しております。

委員長 ほかに、執行部に対して質問ないですか。

執行部に対してご質問なければ退席願ってもよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 では執行部の方、ご苦労さまでした。

大分時間も経過しておりますが、このまま続行してもよろしいでしょうか。

ご異議なければ、続行いたします。

小宅委員 そもそも今福田委員がおっしゃるとおりなんですけども、使えない建物をですね、壊すことを前提に寄附を受けたということがまずそもそもの問題で、そのためにこうやって委員会が開かれているわけなんです。

結局それを担保してるのが、要は市長は倒壊のおそれがあるから緊急性があったんだというこの一言だけが担保してるものなんです。じゃ、それが本当なのかどうかは調べてみようじゃないかっていうことでの調査なんだと思うんです。

結局今話を聞いたようにですね、調査はしなかったと。客観的な資料がないままやりましたということで執行部が、それを過ちだと認めれば、やる必要ないんですよ。

ただ、それを執行部がいやうちは正しかったんだと、見た目危なかったんだって言うんであれば、これもうやるしかないですよ、議会制民主主義のコストだと思って、500万だろうが600万だろうがやるしかなくなっちゃうわけですね。

もうチキンゲームのようになりつつあるわけですね。

ちょっと一回冷静になって、執行部と一回話をしてみるのも必要なのかなというふうに思うんです。ですから、きょうやるかやらないかということを決めるのはちょっと時期尚早じゃないかなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

委員長 今、チェックリストっていう話が先ほど出たんですけども、遠藤委員のほうからちょっと資料が上がって来ましたんで、コピーを皆さんに配付したいと思います。

何か質問とか説明とかございましたらお願いします。

遠藤委員 申しわけありません。

これは先ほどお話ししたガイドラインに基づいてある市が作成した調査票です。これはネットで見ればいろんなものを皆さん見れると思います。

いろんな市においてこういう調査票をつくっているところは、これに応じて空き家対策協議会で議論をしておられます。

なので、これ目視とは言ってもこれぐらいね、やっぱりきちっと見ていただいてチェックをしていただいて、それで特定空き家とみんな特定してるんですよ。

これは例えば何百万もかかる話じゃないですよ、これぐらいやることは。

ただこれすらもなく、あれを倒壊するおそれがあるからということでもらっちゃったという、まさにそこに問題があるわけですし、例えば、今度議会が今度議決していくということに関して言うと、我々が今度市民に対してこれこれこういうことなんで、あれはそうせざるを得なかったんだという、何かしら我々が説明する根拠が必要になるんですよ、これから。

だから、我々が市民に対して説明する根拠としては、市は今一切これこういうチェックをしてなかったっていう答弁をいただきましたので、この百条委員会できちっと市に要請をして、こういうふうなリストをちゃんとつくっていただくというのも、これはこの百条のある意味責務かなとも思いますし、ただやっぱり、先ほど副委員長から壊すのに高いからやめるんですか、安いからやるんですかって、そういうふうなこともありますけど、ただ、我々に示されてきた見積もりっていうのはまだ1個しかないし、これが果たしてどれぐらい適正かもわからないんです。

これに基づいて、じゃこれお金かけて調査しましょうというのも、これだけってのもやっぱり早計ですよ。逆に市民から何だよ議員はこの一つの見積もりだけで判断したのかよって我々が問われます、逆に。

だからどれぐらい適正の見積もりかというのをきちっと我々もちゃんとチェックをし、場合によってはここだけじゃなくてほかの小宅委員が言っていた、そういう協会もあると

いう情報も出たわけですから、議会として、きちんと適正な見積もりが出たら、その時点でその金額をかけていかどうかはそのとき議論しましょうと。

ただ別途、こういうふうなほかの市町村でもやっている調査票があるので、目視にしたってですよ、こういったものがあれば、これはこれで逆に我々も市民に対して説明がつく材料にはなりうると思うんですね。

そこも含めてもう少しこれは適正に事務を執行していただくための判断基準を我々がつくるといふ観点で、もう少し頑張って調査し合おうじゃないですかというふうに思いますね。

委員長 ほかに。質問等。

笹島委員 じゃこれは今言った診断書、ありますね。

これはもう取りやめるといふ話で持って行ってこれ切りかえるというあれですか。

(「そういうことじゃない」と呼ぶ声あり)

笹島委員 ごめんなさい、今わざと言ったんですけど、ちょっと今のこういうことにこだわってもいいんですけど、百条委員会の本来の目的ですよ。

今言った、私が言いたいのは、例えば、固定資産税云々というのは、いろいろ呼んで、お話聞いてますよね。

そうすると、これは、地方税法に法令等に抵触していないとか、それから、那珂市の政治倫理法上に抵触していないとか、それから、地方公務員法に抵触していないとかっていう、ある程度の出口の方向をそろそろ持っていかないと。

出口っていうんですか、その集約、まとめて行って、次の機会2月19日か何かにもた公聴するわけですよ。そうするといろんなあれが聞けるわけで、そこに積み重ねて行って、それを真実ということで、今言った法令に抵触してるかどうかってことを照らし合わせながら、次の段階に持っていくという形だと思うんですけども、これはいつまでやっても結構なんですけども、ただ、次のステップ、次のステップっていう、一応委員長の目的、持っていき方、具体的な。

その方向性をしていかなければ、いつまでも、まさか一年も二年もやってるわけじゃないと思うんですけど、そういうこともそろそろこの辺りで決めていかないとってのはちょっと私は思うんですけど。皆さんいかがでしょうか。

遠藤委員 提案者としての話をします。

これをやる目的は、まず事実関係を確認しましょうということだったんですね。事実関係。そのために、関係人をお呼びして、そのためにはもう少し拘束力を持った百条ということでの事実関係。

事実関係はまだ、すべての関係者の方の話を聞いてませんので、まだです、これからです。2月19日に関係者の方がそろってすべての証言が出そろって、それから、じゃこういうことだったんだね、これについてはどうなんだろうかってのは、これからの検証になり

ます。

あともう1点大きなところとしては、本当にこれが危険だったのか、客観的な危険度がわからないからこれもこれで調査しましょうねという話をさせていただきまして、これはまさに今日の内容です。

大きくはこの2つですね。ですから事実関係はまだ途中ですので、2月に聞いてから、それからの話だと思います。

あとさらに最初から視点でお伝えしているのは、公文書の管理はどうだったのか、あとは今後、寄附のあり方も寄附要項などを示してはどうか、そういうふうな持っていく方は当初から、想定しておりますので、まだ、そろそろというよりはまだまだこれからの話だと思います。

委員長 ほかにご意見ないですか。

先ほど萩谷委員からありました、この耐震診断、これを金額のことはとりあえず別として、やるべきか、それともやらざるべきかというところ……

じゃ大分時間も経過しておりますので、きょう結論を出すのにはまだ煮詰まっていないのかなという感じですので、とりあえずきょうのところは、これまでということですか。

きょうのまとめということなんですけども、この耐震検査につきましては、まだまだ検討の余地があるということで、継続調査をするということ。

それから、この物件を実際に現場に行き確認されたのはこの委員の中で、花島委員だけですか。

ちなみに、私もあの前はちょいちょい通るんですが、中までしっかりね、入って確認は1回もしたことがないので、こういうことであれば、一度委員全員で、あそこの現場を見るっていうのはいかがでしょう。

副委員長 その件については、もし皆さんがよろしければ、せっかく集まった機会なので、もししたら委員会終了後に、全員で見に行くかもしれないよって話は執行部には言っているんですけど、もしお時間があれば皆さんでこれから行きませんか。

お時間の許す方は結構ですけど。

委員長 どうしても都合がつかない方は、次回ということで、きょうもし、この足で閉会後に現場をちょっと確認しようということであれば、行きたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、ヘルメットと車のほうも用意していただけたみたいなので、1時15分、下に集合でよろしいでしょうか。

そういうことで、きょうは大変お疲れさまでした。

詳細につきましては、次回委員会でまた検討したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次回の委員会は2月19日でよろしいですか。

(複数の発言あり)

委員長 それでは次回委員会は19日ということにいたします。

この件ももう一度19日に検討いたしますので、よろしく申し上げます。

それではこれにて閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 (午後0時58分)

平成30年4月18日

那珂市議会 菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会委員長

綿引 孝光